

重要なお知らせ

ドライバーの労働時間のルールが変わりました。そのため、荷主の皆様のご協力が必要です。物流の停滞は、荷主の皆様にとっても大きなダメージになります。

以下の法改正・取組みにご理解、ご協力をお願いします。

① いま、考えてみませんか、物流を支えるトラック運転者のこと。

トラックドライバーの労働時間のルール「改善基準告示」について、国土交通省HPに荷主向けリーフレットを掲載しています。

URL <https://www.mlit.go.jp/common/001139552.pdf>

また、荷主様向けの情報を掲載している厚生労働省のトラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトもご覧下さい。

URL <https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/>



② 「ホワイト物流」推進運動と標準的な運賃について

「ホワイト物流」推進運動は、運動の趣旨と自主行動宣言事項に合意し、賛同表明いただくと、「ホワイト物流」賛同企業として公表され、企業のイメージアップを図ることができます。

URL <https://white-logistics-movement.jp>

また、取引の適正化を通じて運転者の労働条件が改善され、持続可能な物流を実現できるよう、標準的な運賃が告示されました。

URL https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000084.html



③ 働きやすい職場認証制度

国土交通省では、自動車運送事業（トラック・バス・タクシー事業）の運転者不足に対応するため、令和2年度に「働きやすい職場認証制度」を創設しました。

認証事業者は日本海事協会のホームページで公表され、取引先である荷主や旅行業者等に、自社の労働条件や労働環境の状況を中立的・客観的に示すことができ、取引先からの信頼性が向上します。また、ハローワークの求人票に働き方改革関連認定企業として紹介されます。

荷主の皆様におかれましては、運送事業者をご活用する際の参考にして下さい。（一般財団法人日本海事協会「働きやすい職場認証制度」HP）

URL <https://www.untenshashokuba.jp/>



④ 取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン

全国で2年間実施したパイロット事業の集大成です。荷主とトラック事業者が取引環境の改善のために、どのように建設的に取りくむべきか、具体例を紹介しながらわかりやすく解説したものです。事例集は品目別、都道府県別、取組別などでまとめています。

また、以下3つの分野において、分野別のガイドラインもご紹介します。

- ①加工食品、飲料・酒物流
- ②建設資材物流
- ③紙・パルプ物流

国土交通省HPに掲載していますので、ご覧下さい。

(国土交通省掲載HP)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000107.html

